

むつ市立学校体育施設開放事業実施要領

1 施設開放の種類

学校施設を開放する施設（以下「施設開放」という。）の種類は、市が指定する学校の校庭及び屋内運動場とする。

2 事務の処理及び責任

- (1) 学校施設の開放に関する事務は、市において処理する。
- (2) 一切の責任は、市が負うものとし、学校施設の開放を行う学校（以下「施設開放校」という。）の校長はこれを負わないものとする。

3 管理の保持・条件

- (1) 施設開放校の開放時における管理は、使用する側の責任者及び副責任者（以下「使用責任者」という。）が行う。
- (2) 使用責任者は、次の各号を責任をもって対処すること。
 - ア 使用後は、施設開放の設備、備品等の整理整頓並びに清掃を行うこと。
 - イ 利用者に危害をおよぼし、また迷惑となる行為はしないこと。
 - ウ 施設開放校において、他施設（教室・職員室等）への入室を禁じること。
 - エ 火気等による取扱は厳重に注意を払うものとする。
 - オ 利用者は、使用前後の管理責任を負うこと。

4 開放日

- (1) 学校施設の開放日は、原則として毎週月曜日から土曜日までとし、開放時間は午後7時から9時までとする。
- (2) 前項の開放時間は、準備及び原状に復する時間を含む。
- (3) 前項の規定にかかわらず、施設開放校において特別の事情が生じたとき、市は、開放の日時を変更または一時中止することが出来る。

5 閉鎖日

学校施設の閉鎖日は、毎週日曜日と毎年1月1日から1月5日まで、及び12月26日から12月31日までとする。

6 使用許可の申請手続

- (1) 施設開放校の許可を受けようとする者は、学校体育施設開放事業利用承認申込書（様式1号）を市長に提出しなければならない。
- (2) 市長は、申請を許可したときは、申請者に対し学校体育施設開放事業利用承認決定通知書（様式2号）を交付する。
- (3) 許可を受けた者（以下「使用者」という。）が変更又は取消する場合は、学校体育施設開放事業利用変更（取消）承認申請書（様式3号）を市長に提出しなければならない。
- (4) 第1項及び第3項の規定による申請は、電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うことができる。

7 使用の中止

- 市長は、次の各号に該当するときは、当該施設開放の使用の中止を命ずることが出来る。
- ア 使用者または使用団体が、実施要領の規定に違反もしくは、使用責任者の指示に従わないとき。
 - イ 施設開放校において緊急やむを得ない事態等が生じた場合、施設の使用を中止する必要があるとき。

8 使用の禁止

- (1) 学校施設開放の使用が次の各号に該当すると認められるときは、当該使用は、許可しない。
 - ア 政治活動及び宗教的活動のための使用
 - イ 営利を目的とするための使用。

9 利用者の弁償責任

利用者は、開放校の施設設備等を故意又は重大な過失によって破損又は亡失したときは、その損害を賠償しなければならない。